

千代田町耐震改修促進計画



平成29年3月改訂
千代田町

はじめに

千代田町では、本計画の従前計画である「千代田町耐震改修促進計画(平成 21 年 3 月策定)」において、平成 27 年度末までに住宅の耐震化率を 85%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を 100%とする等の目標を掲げ、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

近年、国内においては、東日本大震災（平成 23 年 3 月）や熊本地震（平成 28 年 4 月）などの大規模な地震災害による多大な被害が出ています。

一方、近い将来に南海トラフ地震や首都直下地震が発生する切迫性が指摘されており、地震対策の緊急性はより一層高まってきています。

こうした地震災害から町民の生命と財産を守るためには、耐震基準を満たしていない住宅・建築物の耐震改修が効果的であることが、過去の震災後に行われた住宅被害の調査結果から得られています。

しかしながら、住宅・建築物の耐震改修による防災への対応には多額の費用がかかることから、部分的な耐震改修や耐震シェルター・耐震ベッドの設置等、住宅の減災化の促進も必要と考えられます。

以上のことから、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害から町民の生命と財産を守ることを目的として、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画の減災目標達成を見据えた国の基本方針、群馬県耐震改修促進計画（2016－2020）に基づいた耐震化目標値を定めるとともに、町内で想定される地震の規模・被害及び耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、その目標達成のために必要となる住宅・建築物の耐震化と減災化の施策に取り組み、町民の安全で安心な暮らしを実現するため、「千代田町耐震改修促進計画」を改訂することとしました。

目 次

第1章 背景	1
1. 大震災等からの教訓.....	1
(1) 阪神・淡路大震災（平成7年1月）及び東日本大震災（平成23年3月）.....	1
(2) 熊本地震（平成28年4月）.....	2
2. 耐震改修促進法の改正.....	3
3. 計画改訂の背景.....	3
第2章 計画概要	4
1. 計画の目的.....	4
2. 基本方針.....	4
3. 対象となる住宅・建築物.....	5
(1) 特定既存耐震不適格建築物.....	6
(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物.....	7
(3) 通行障害建築物及び避難路沿道建築物.....	8
(4) 特定既存耐震不適格建築物以外（公共建築物）.....	8
4. 計画の位置付け.....	9
5. 計画期間.....	9
第3章 千代田町の地震環境	10
1. 過去の群馬県内における地震被害.....	10
2. 群馬県内の活断層.....	11
3. 県土のゆれやすさ.....	13
4. 群馬県と千代田町の地震被害想定.....	14
第4章 耐震化の状況	16
1. 国及び群馬県における耐震化の現状と目標.....	16
2. 住宅等の耐震化率.....	17
3. 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化率.....	18
(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化率（法第14条第1号関連）.....	19
(2) 危険物を取り扱う建築物の耐震化率（法第14条第2号関連）.....	20
(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化率（法第14条第3号関連）.....	21
4. 特定既存耐震不適格建築物以外（公共建築物）等の耐震化率.....	23
第5章 耐震化目標の設定	24
1. 設定の考え方.....	24
2. 住宅等の耐震化.....	25
(1) 自然更新による耐震化の見込み.....	25
(2) 耐震化の目標.....	26

3. 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化	27
(1) 耐震化の目標	27
4. 特定既存耐震不適格建築物以外（公共建築物）等の耐震化	28
(1) 耐震化の目標	28
第6章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策	29
1. 耐震化の促進に係る基本的な考え方	29
(1) 建築物所有者による主体的な取り組み	29
(2) 国や県と連携した耐震化の支援	29
2. 耐震化を促進するための施策	30
(1) 周知・啓発活動	30
(2) インターネットを活用した耐震化に関する情報提供	30
(3) 地震防災マップの作成・配布	30
(4) 防災訓練等における周知・啓発活動	30
(5) 自治会と連携した周知・啓発活動	30
(6) 耐震化の促進を図るための支援策	31
3. 公共建築物の耐震化の促進	31
(1) 公共建築物の耐震化の情報開示	31
4. 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化	32
5. その他の安全対策に関する取り組み	33
(1) 落下物の安全対策の周知	33
(2) エレベーター・エスカレーターの防災対策の周知	33
(3) ガラスや屋外看板等の落下防止	33
(4) ブロック塀等の倒壊防止	33
(5) 家具の転倒防止	33

第1章 背景

1. 大震災等からの教訓

(1) 阪神・淡路大震災（平成7年1月）及び東日本大震災（平成23年3月）

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、25万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等(全壊・半壊)、甚大な被害をもたらしました。

平成7年版警察白書によると、死者5,502人の約9割は住宅・建築物の倒壊等が原因であり、昭和56年5月31日以前に着工された、新耐震基準に適合しないと考えられる耐震性が不十分な建築物に多くの被害が生じていました。

また、平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の報告書では、新耐震基準に基づいた建築物は倒壊に至るような大きな被害が少なかったとしており、この傾向は平成16年10月の新潟県中越地震においても顕著でした。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が2万人^{※1}を超え、全壊した住宅・建築物が12万4千戸^{※1}、半壊した住宅・建築物は27万5千戸^{※1}という被害をもたらしましたが、新耐震基準により建設・補強された住宅・建築物への地震の揺れによる被害は限定的であり、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした^{※2}。

こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な住宅・建築物について、耐震性の向上を図ることが重要です。

※1：消防庁災害対策本部、平成27年第152報

※2：東日本大震災記録集(消防庁、平成25年3月)

表1-1：阪神・淡路大震災による直接的な死亡原因

地震による直接的な死亡原因	死者数(人)	割合(%)
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831	87.8
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550	10.0
その他	121	2.2
合計	5,502	100.0

出典：「平成7年版警察白書」による。平成7年4月24日時点

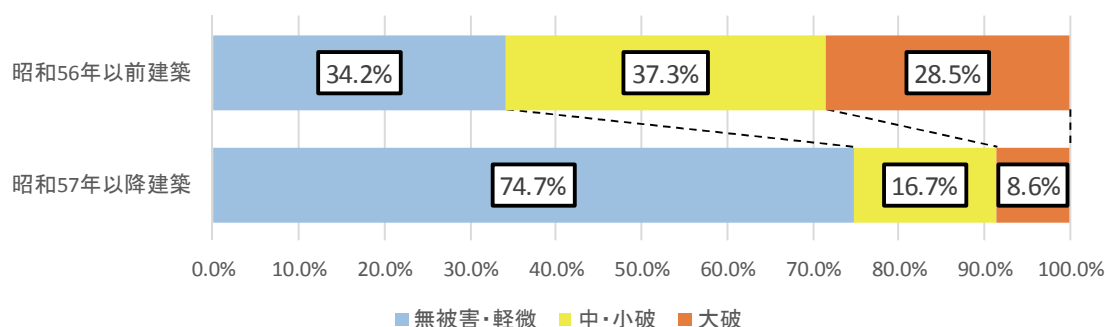


図1-1：阪神・淡路大震災における住宅・建築物の建築時期による被害状況

出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書(建設省)を基にグラフ作成

第1章 背景

(2) 熊本地震（平成28年4月）

熊本県熊本地方において、平成28年4月14日と16日に最大震度7を記録する地震が発生し、熊本県を中心として、数多くの住宅・建築物の倒壊などの被害をもたらしました。

一般社団法人日本建築学会（以下「学会」という。）が、熊本県上益城郡益城町中心部において実施した悉皆調査（以下「学会悉皆調査」という。）によれば、新耐震基準導入以降に比べて、昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建てられた木造住宅の被害率が顕著に大きかったとしています（図1-2参照）。

「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成28年9月）」では、「必要壁量が強化された新耐震基準で建てられた木造建築物は、旧耐震基準で建てられた木造建築物と比較して、熊本地震に対する倒壊・崩壊の防止に有効であったと認められ、旧耐震基準の木造建築物については、耐震化の一層の促進を図ることが必要である。」としており、これまでの地震被害からの教訓と同様に、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な住宅・建築物について、早急に耐震性の向上を図る必要性が再確認されました。

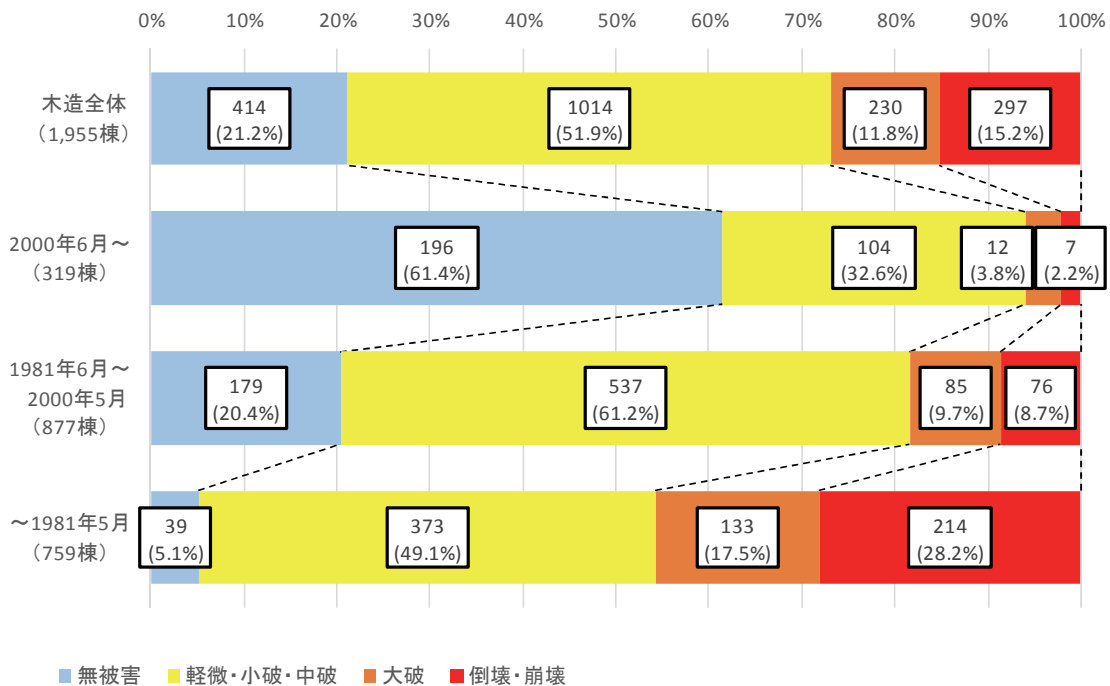


図1-2：学会悉皆調査結果による木造住宅の建築時期別の被害状況※1

出典：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書(平成28年9月)を基にグラフ作成

※1：被害状況等の調査結果については学会において現在精査中であり、ここに示す数値は暫定的なものである（平成28年9月8日時点のデータ）。

2. 耐震改修促進法の改正

本計画の策定の根拠法である「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)は、阪神・淡路大震災での地震動に伴う住宅・建築物の倒壊被害への反省を踏まえ、平成7年10月に公布されました。

その後、平成16年10月に発生した新潟県中越地震の被害に対する反省への対応として、国土交通大臣は平成18年1月に改訂された耐震改修促進法によって、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定め、市町村に対しては基本方針に基づいた耐震改修促進計画の策定に努力することとしました。

平成27年時点において、住宅・建築物の耐震化率を90%とする国の基本方針の目標から耐震化の進捗が遅れ、さらには南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘されていることを受け、国は、住宅・建築物の耐震化のさらなる促進に向けて、平成25年11月に改正耐震改修促進法(以下「法」という。)を施行しました。

法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や、学校、保育所等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模な建築物の所有者等に対して、耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を平成27年12月までに行うことが義務付けられました。

また、防災拠点建築物等や緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、都道府県や市町村が耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。併せて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修における容積率・建ぺい率の特例などの促進策が講じられました。

このような背景のもと、本町は県と協力し、耐震診断が義務付けられた大規模建築物等に対する支援措置に対処するとともに、本計画を策定し、住宅・建築物の耐震改修の促進に向けて総合的かつ計画的に取り組むこととします。

3. 計画改訂の背景

本計画の従前計画となる「千代田町耐震改修促進計画(平成21年3月策定)」では、平成27年度末までに住宅・建築物の耐震化率に関する目標を掲げ、耐震化の促進に取り組んできましたが、現状において、住宅など一部の目標が達成できていません(表1-2参照)。

近年全国各地で大規模な地震が発生し、また、南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、町民の生命と財産を守るために、さらに地震対策に取り組む必要があります。

そこで本計画では、5年後の平成32年度までの住宅・建築物の耐震化目標を掲げ、達成に向けた普及啓発や支援策に引き続き取り組むとともに、県が行う新たな取り組みについて、県と協調しながら検討を行います。

表1-2：計画の進捗状況

耐震化率	H21 現況値	H27 目標値	H27 現況値	達成状況
住宅	61.3%	85.0%	69.3%	未達成
特定建築物 (民間・公共)	97.4%・100.0%	100.0%・100.0%	94.1% ^{※1} ・100.0%	ほぼ達成
避難場所 指定建築物	51.9%	100.0%	100.0%	達成
その他建築物	60.0%	90.0%	100.0%	達成

※1 対象となる建築物のうち、耐震性の確保された建築物が減ったため、耐震化率が減少している。

第2章 計画概要

1. 計画の目的

本計画は、地震による住宅・建築物の倒壊等から町民の生命と財産を守ることを目的とし、国や県の耐震化率の目標、町内で想定される地震の規模及び被害、並びに耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、これまでよりも強力に耐震化の促進に取り組みます。

地震による住宅・建築物の倒壊等から町民の生命と財産を守る。

2. 基本方針

国の基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としました。

また、群馬県耐震改修促進計画（2016-2020）（平成28年11月改訂、以下「県計画」という。）においても国の基本方針を踏まえ、平成32年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とすることを目標としています。

以上のことから本計画では、地震被害から町民の生命と財産を守るために、住宅・建築物の耐震化を促進します。

基本方針1

地震被害から町民の生命と財産を守るために、**住宅及び建築物の耐震化を促進**します。

基本方針2

住宅の地震被害から町民の生命を守るために、**住宅の減災化を促進**します。

3. 対象となる住宅・建築物

法では、すべての既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない住宅・建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ）について、耐震化の努力義務が課せられました。

本計画では、すべての既存耐震不適格建築物への耐震化を促進することとし、特に、次表に掲げる住宅・建築物を中心に耐震化の促進に取り組みます。

表 2 - 1 : 本計画の対象建築物

種類		本計画の対象となる建築物の種類	左記のうち、法の対象となる建築物
住宅等		戸建住宅、共同住宅	●既存耐震不適格建築物 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準による建築物で、耐震関係規定に適合しない建築物
特定既存耐震不適格建築物等	法第14条第1号	多数の者が利用する一定規模以上の建築物 ⇒P6表参照	
	法第14条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物で一定数量以上の危険物を取り扱うもの ⇒P6表、P7表参照	
	法第14条第3号	地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして、本計画に記載された道路に敷地が接する通行障害建築物 ⇒P8図参照	
公共建築物(町有)のうち、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物等		特定既存耐震不適格建築物以外の建築物 ⇒P8表参照	

- ・公共建築物（国・県有）：国の基本方針、県計画の対象となるため、本計画ではこれらの建築物を対象外とします。
- ・本計画で対象とする公共建築物（町有）は、2階以上、又は延床面積200㎡以上の建築物を対象とします。
- ・本計画では統計上の課題より、昭和55年以前の建築物を「旧耐震の建築物」、昭和56年以降の建築物を「新耐震の建築物」として取り扱うこととします。
- ・耐震改修促進法の対象となる「住宅」「特定既存耐震不適格建築物」「公共建築物（町有）特定既存耐震不適格建築物以外の建築物」について、本計画では、耐震関係規定に適合する建築物を含め、それぞれ「住宅等」「特定既存耐震不適格建築物等」「公共建築物（町有）かつ特定既存耐震不適格建築物以外の建築物等」として目標値を設定することとします。

第2章 計画概要

(1) 特定既存耐震不適格建築物

法において、耐震診断・耐震改修の実施の指導・助言の対象となる特定既存耐震不適格建築物は、下表に示す用途や規模要件に該当する建築物（下表①）です。なお、このうち一定規模以上のものについては、耐震診断及び耐震改修の実施について指示対象となる建築物（下表②）となります。

表2-2：特定既存耐震不適格建築物一覧表

用途		①特定既存耐震不適格建築物の要件	②指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
多数の者が利用する建築物（法第14条第1号関連）	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
	病院、診療所		
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	集会場、公会堂		
	展示場		
	卸売市場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
	ホテル、旅館		
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
	事務所		
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
	幼稚園、保育所		
	博物館、美術館、図書館		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（詳細は表2-3参照）（法第14条第2号関連）	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	
避難路沿道建築物（詳細は図2-1参照）（法第14条第3号関連）	耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合6m超）	左に同じ	

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、下表に該当する建築物となります。

表2-3：特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	500 km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20m ³
④マッチ	300 マッチトン※
⑤可燃性のガス(⑦及び⑧を除く。)	2 万m ³
⑥圧縮ガス	20 万m ³
⑦液化ガス	2,000 t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物 20 t 劇薬 200 t

※マッチトン：マッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kgに相当する

第2章 計画概要

(3) 通行障害建築物及び避難路沿道建築物

1) 対象となる避難路

本計画の中で指定します。

2) 対象となる建築物

避難路沿道の住宅・建築物のうち、下図に該当する建物となります。

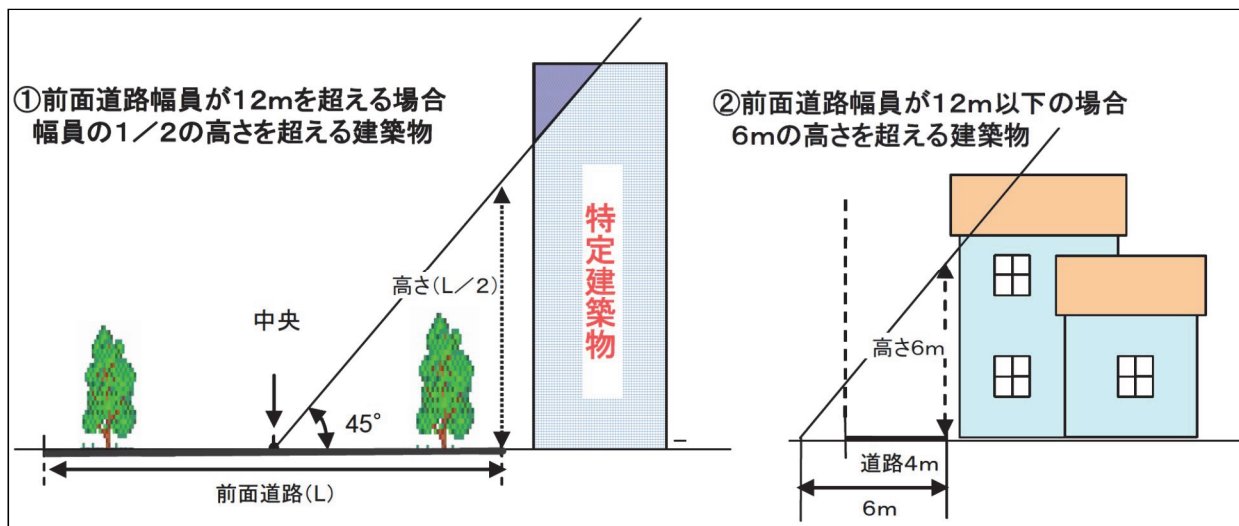


図2-1：避難路沿道建築物の対象要件

出典：改正耐震改修促進法のポイント及び関連制度の概要（国土交通省）による

(4) 特定既存耐震不適格建築物以外（公共建築物）

1) 対象となる公共建築物

町が保有する公共建築物のうち、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で、かつ階数2階以上または延床面積200㎡以上の建築物を対象とします。

また、当該公共建築物は、「避難場所指定建築物」と「それ以外の建築物」に分類されます。

表2-4：特定既存耐震不適格建築物以外（公共建築物）の分類

対象となる公共建築物	公共建築物の分類
特定既存耐震不適格建築物以外（公共建築物）	避難場所指定建築物 それ以外の建築物

4. 計画の位置付け

群馬県においては、平成28年11月に県計画が策定されました。

本計画は、耐震改修促進計画の関連法や県計画を踏まえ、かつ、本町の最上位計画となる千代田町第五次総合計画や、千代田町地域防災計画との整合を図ります。

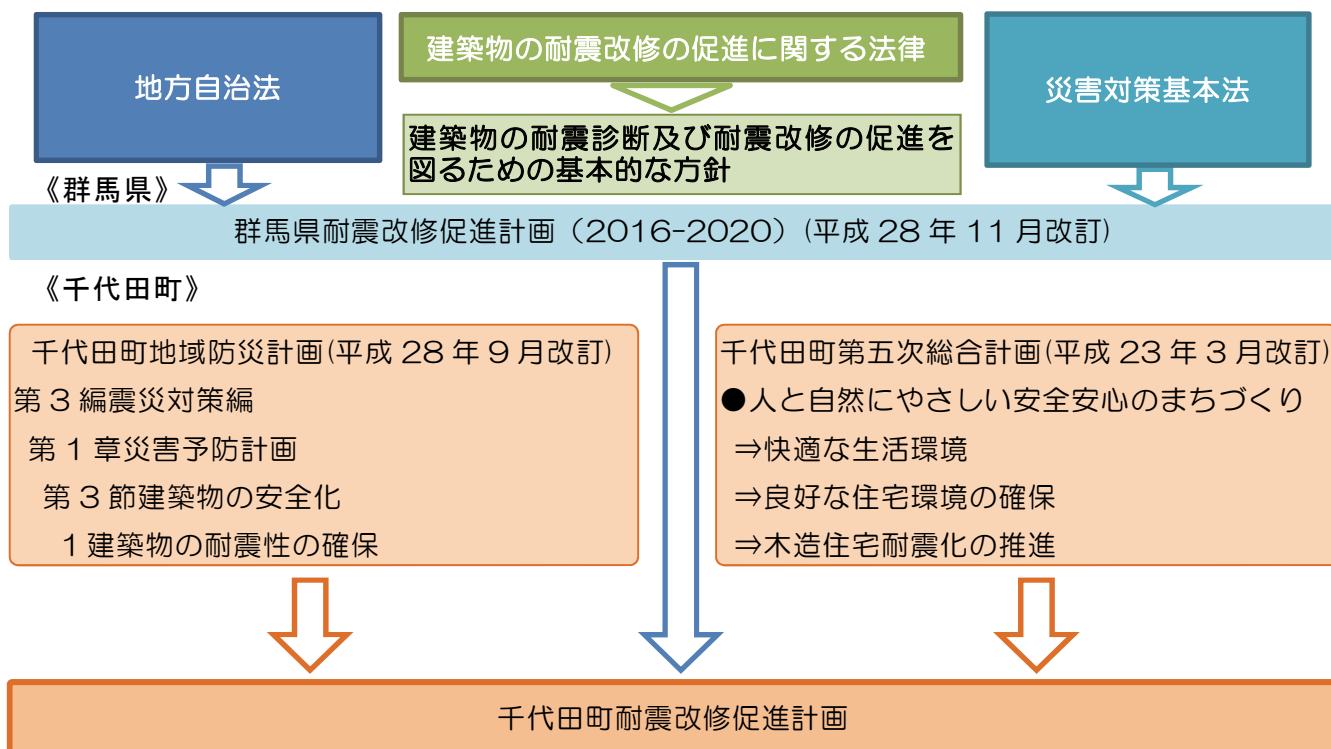


図2-2：本計画の位置付け

5. 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から32年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業進捗状況等を勘案し、計画策定後も定期的に計画内容を検証し、必要に応じて適宜目標や計画内容を見直します。

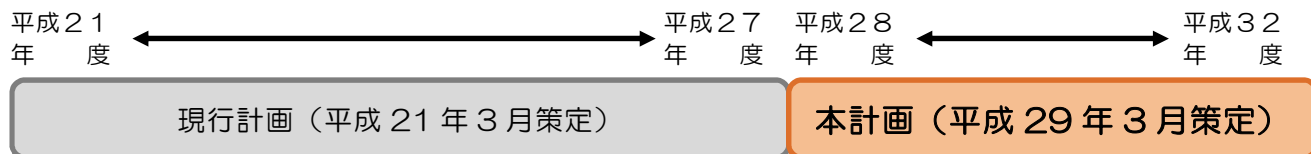


図2-3：計画期間

第3章 千代田町の地震環境

1. 過去の群馬県内における地震被害

県内では、過去に多くの地震被害を経験しています。

県内で発生した地震被害で最も大きいものが、昭和6年に発生した「西埼玉地震」で、死者5名、負傷者55名を数えるほか、八高線鉄橋が破壊されるほどの被害が発生しています。また新潟県中越地震（平成16年10月）では、県内でも度重なる余震を観測し、家屋1,055戸が一部破損しています。

記憶に新しいところでは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、住宅の一部破損が17,246棟にも及び、町内でも489棟の建築物に被害が発生しました。

表3-1：過去の地震被害

発生日月	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	群馬県内の主な被害
1916.2.22 (大正5年)	・・・※1 (浅間山麓)	6.2	3：前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸 一部破損109戸
1923.9.1 (大正12年)	関東地震 (神奈川県西部)	7.9	4：前橋市昭和町	負傷者9人、家屋全壊49戸 半壊8戸
1931.9.21 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5：前橋市昭和町	死者5人、負傷者55人、 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964.6.16 (昭和39年)	新潟地震※2 (新潟県下越沖)	7.5	4：須田貝通報所・ 前橋市昭和町	負傷者1人
1996.12.21 (平成8年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱：板倉町板倉 4：沼田市西倉内町 ・片品村東小川 ・桐生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004.10.23 (平成16年)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震※2 (新潟県中越地方)	6.8	5弱：片品村東小川 ・高崎市高松町 ・渋川市北橋町	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸
2011.3.11 (平成23年)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震 ※2(三陸沖)	9.0	6弱：桐生市元宿町 5強：沼田市白沢町 ・前橋市富士見町 ・高崎市高松町 ・桐生市新里町 ・太田市西本町 ・渋川市赤城町 ・明和町新里 ・千代田町赤岩 ・大泉町日の出 ・邑楽町中野	死者1名、負傷者41名 住家半壊7棟 住家一部破損17,246棟 ■千代田町内の被害 住宅一部損壊 486戸 物置・作業所一部損壊 3戸 計 489戸

出典：『群馬県地域防災計画』（震災対策編(第1部総則第4節)）による
千代田町内の被害は千代田町地域防災計画（H28.9）による

※1：1916年（大正5年）の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっています。

※2：気象庁が命名した地震

2. 群馬県内の活断層

地震には、活断層の活動による「内陸直下型地震（阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など）」と、プレート（岩盤）とプレートがぶつかり合うことにより発生する「プレート境界型地震（関東大震災や十勝沖地震など）」があります。

群馬県内には、フォッサマグナの東縁の可能性があるとされる「柏崎－銚子構造線^{※1}」が県土を南北に貫いています。

新潟県中越地震は、その震源地（長岡市や小千谷市など）が「柏崎－銚子構造線」沿線に点在していたため、大きな余震が数多く発生したと考えられています。

県内では、北西部の県境付近の活火山周辺に短い活断層が、県北東部の片品川流域には片品川左岸断層がそれぞれ分布しています。一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められます。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する平井－櫛挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布しており、平井－櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層が発達しています。文部科学省地震調査研究推進本部（2005）では、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井－櫛挽断層帯が一連のものとして関東平野北西縁断層帯と定義しています。その他、県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられます。

※1：地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと。一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多く、これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成される。特に新潟県の柏崎市付近から三国峠、沼田市、赤城山、太田市を通り千葉県銚子市付近へ抜ける構造線を、「柏崎－銚子構造線」と言う。

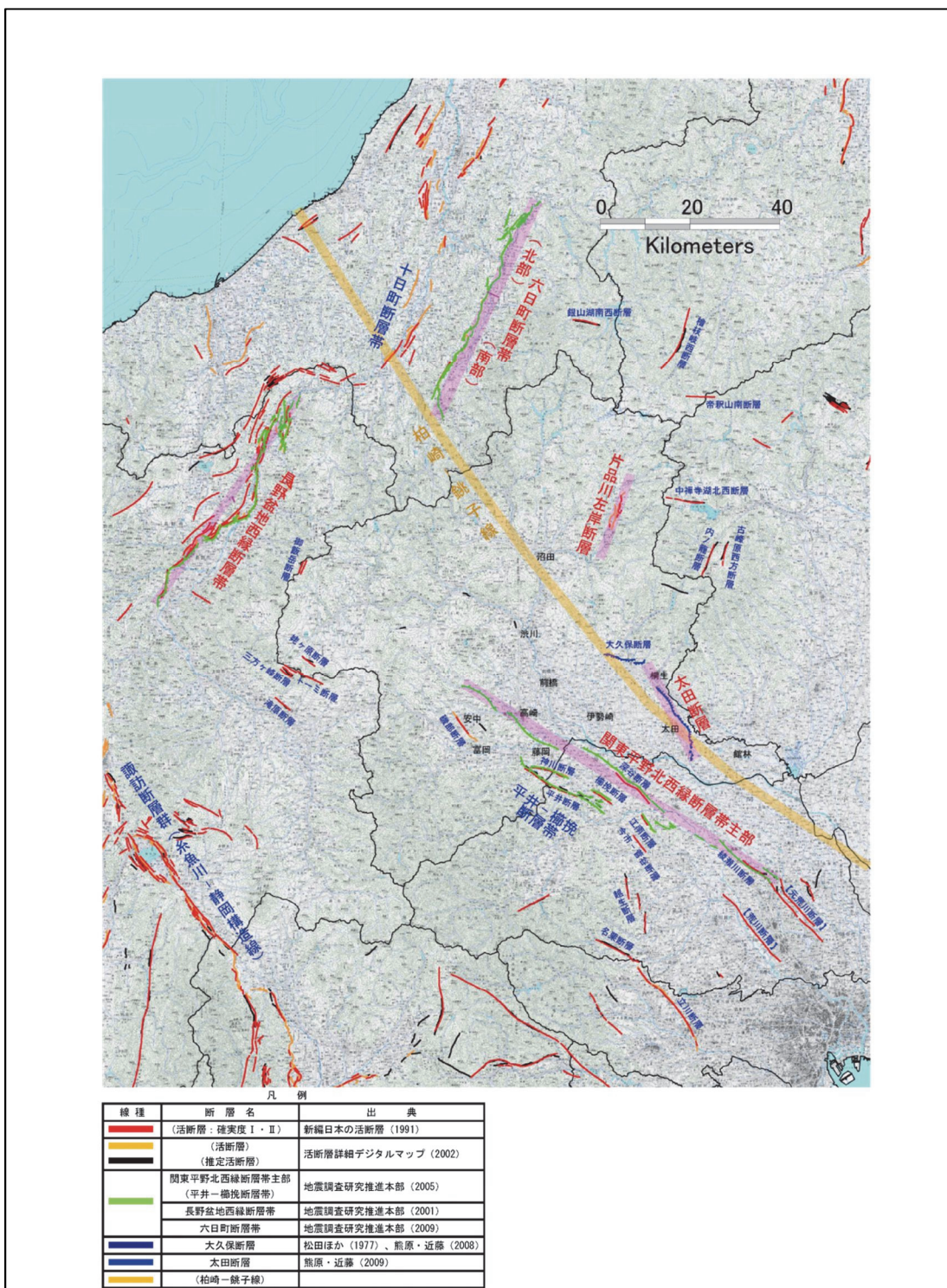


図3-1：群馬県内の構造線や活断層の分布

出典：群馬県地震被害想定調査※1（平成24年6月,群馬県）

※1：群馬県に大きな影響を及ぼす可能性の高い地震に対して、自然条件や社会条件のもとで科学的知見に基づき地震による被害を想定し、想定される被害を可能な限り減少させるために実施する県の地震防災対策を充実させるとともに、市町村が実施する防災対策や、県民が自助・共助による地域防災力を向上させていくための検討を行う際の基礎資料とすることを目的として、平成23～24年度にかけて実施した調査。

3. 県土のゆれやすさ

県内には大きな揺れが発生する「ゆれやすい表層地盤」が分布しています。

県が平成24年6月に公表した群馬県地震被害想定調査結果では、予防対策の検討のため、相対的な表層地盤のゆれやすさ^{※1}を地図に表現したものを公表しています。

これによると、千代田町は県内でも特に「ゆれやすい表層地盤」が広がっており、県内の活断層による地震のほか、県外で発生する首都直下地震等の影響により大きな揺れが発生することが想定されます。

※1：マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によって揺れの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所ではかたい場所に比べて揺れは大きくなる。この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。

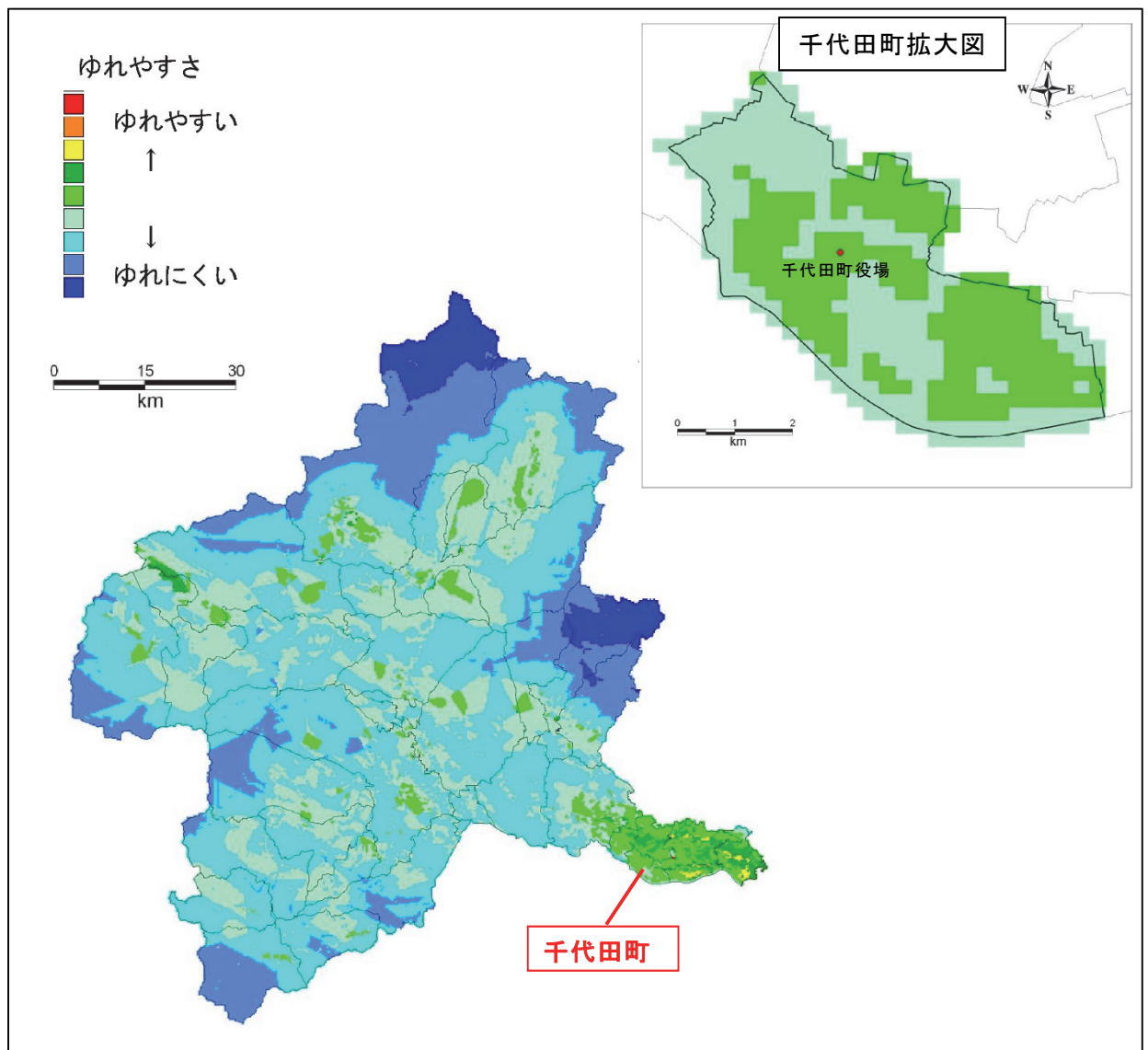


図3-2：ゆれやすさマップ

出典：群馬県地震被害想定調査（平成24年6月,群馬県）

第3章 千代田町の地震環境

4. 群馬県と千代田町の地震被害想定

群馬県地震被害想定調査では、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性のある3地震で季節、時刻及び風速を3ケース設定して被害予測を行ったところ、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」の「冬の5時」で最も大きな人的被害（死者及び負傷者数）が想定されました。

人的被害では新潟県中越地震より多い3,000人を超える死者が発生するほか、物的被害では19万棟を越す住宅・建築物が損壊、最大54万人超の避難者が発生すると想定されています。

表3-2：想定地震ごとの被害状況

項目		想定地震ごとの被害		
		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震
地震の規模		M8.1	M7.1	M7.0
人的被害	死者 (冬5時)	3,133人 (0.16%)	1,133人 (0.06%)	23人 (0.001%)
	負傷者 (冬5時)	17,743人 (0.88%)	7,874人 (0.39%)	85人 (0.004%)
	避難者 (1日後)	543,589人 (27.07%)	244,864人 (12.19%)	766人 (0.04%)
住家被害(全壊・半壊) (冬5時)		192,361棟 (16.78%)	75,048棟 (6.55%)	1,715棟 (0.15%)
火災	出火件数 (冬18時)	197件	82件	1件
	焼失棟数 (冬18時)	12,968棟 (1.13%)	4,146棟 (0.36%)	0棟 (0%)

出典：群馬県地震被害想定調査（平成24年6月、群馬県）

- ・%数値は、下記に対する割合
- ・人口総数：2,008,068人（平成22年国勢調査による群馬県の夜間人口）
- ・建物総数：1,146,471棟（平成23年10月、固定資産税課税台帳）
- ・避難者は、最大となる地震発生1日後の人数

表3-3：近年の大地震による被害の比較

項目		兵庫南部地震 (阪神・淡路大震災) 1995年1月17日	福岡県西方沖地震 2005年3月20日	新潟県中越地震 2004年10月23日	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 2011年3月11日
地震の規模		M7.3	M7.0	M6.8	M9.0
人的被害	死者・行方不明者	6,434人	1人	68人	21,935人
	負傷者	43,792人	1,204人	4,805人	6,219人
	避難者(自主避難)	319,638人	2,999人	103,178人	約468,600人
住家被害(全壊・半壊)		249,180棟	497棟	16,985棟	399,808棟
火災	出火件数	293件	2件	9件	330件
	焼失棟数	7,574棟	2棟	—	263棟

出典：各地震の被害状況については内閣府防災担当ホームページなど

群馬県地震被害想定調査によると、想定地震ごとの被害状況は以下のとおり推定されており、本町においては県と同様、「関東平野北西縁断層帯主部」を震源とした地震で最も大きな被害が想定されています。

表3-4：群馬県における想定地震ごとの被害状況

項目		想定地震ごとの被害			
		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震	
人的被害	死者	3,133人 (0.16%)	1,133人 (0.06%)	23人 (0.00%)	
	重傷者	3,340人 (0.17%)	1,291人 (0.06%)	16人 (0.00%)	
	避難者 (1日後)	543,589人 (27.07%)	244,864人 (12.19%)	766人 (0.04%)	
物的被害	建物(全壊・半壊)	192,361棟 (16.78%)	75,048棟 (6.55%)	1,715棟 (0.15%)	
	火災	出火件数	27件	16件	0件
		焼失件数	1,412棟 (0.07%)	380棟 (0.02%)	0棟 (0.00%)
	条件	冬5時・風速9m	冬5時・風速9m	冬5時・風速9m	

総人口：2,008,068人、建物総数：1,146,471棟

出典：群馬県地震被害想定調査（平成24年6月,群馬県）

表3-5：千代田町における想定地震ごとの被害状況

項目		想定地震ごとの被害			
		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震	
人的被害	死者	7人 (0.06%)	2人 (0.01%)	0人 (0.00%)	
	重傷者	6人 (0.05%)	1人 (0.01%)	0人 (0.00%)	
	避難者 (1日後)	4,917人 (42.86%)	3,085人 (26.89%)	0人 (0.00%)	
物的被害	建物(全壊・半壊)	1,080棟 (12.80%)	416棟 (4.93%)	0棟 (0.00%)	
	火災	出火件数	0件	0件	0件
		焼失件数	0棟 (0.00%)	0棟 (0.00%)	0棟 (0.00%)
	条件	冬5時・風速9m	冬5時・風速9m	冬5時・風速9m	

総人口：11,473人、建物総数：8,440棟

出典：群馬県地震被害想定調査（平成24年6月,群馬県）

第4章 耐震化の状況

1. 国及び群馬県における耐震化の現状と目標

国の基本方針においては、住宅の耐震化率を平成32年度までに95%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成32年度までに95%とすることを目標としています。

また、県の耐震改修促進計画においても、国の基本方針に沿った目標を設定しています。

■国及び群馬県の建築物の耐震化の目標

・住宅	国 82% (平成25年度)	⇒	95% (平成32年度)
	県 81% (平成27年度)	⇒	95% (平成32年度)
・特定建築物 ^{※1}	国 85% (平成25年度)	⇒	95% (平成32年度) ^{※2}
	県 83% (平成26年度)	⇒	95% (平成32年度) ^{※2}

※1：耐震改修促進法の平成25年改訂により、特定建築物は「特定既存耐震不適格建築物」と名称変更

※2：国・県目標は、特定既存耐震不適格建築物のうち、「多数の者が利用する建築物」が対象

2. 住宅等の耐震化率

町の課税台帳（平成27年1月1日現在）から調査したところ、現在の住宅（戸建住宅・共同住宅）総数は5,055戸あり、そのうち耐震性に不安がある昭和55年以前^{※1}の住宅は1,991戸（39.4%）となっています。

昭和55年以前の住宅のうち、耐震性が確保されている住宅や耐震改修が実施された住宅は、合わせて437戸あると推定され、昭和56年以降の住宅（3,064戸）と合わせると、耐震性が確保されている住宅は、3,501戸（69.3%）と推定されます。

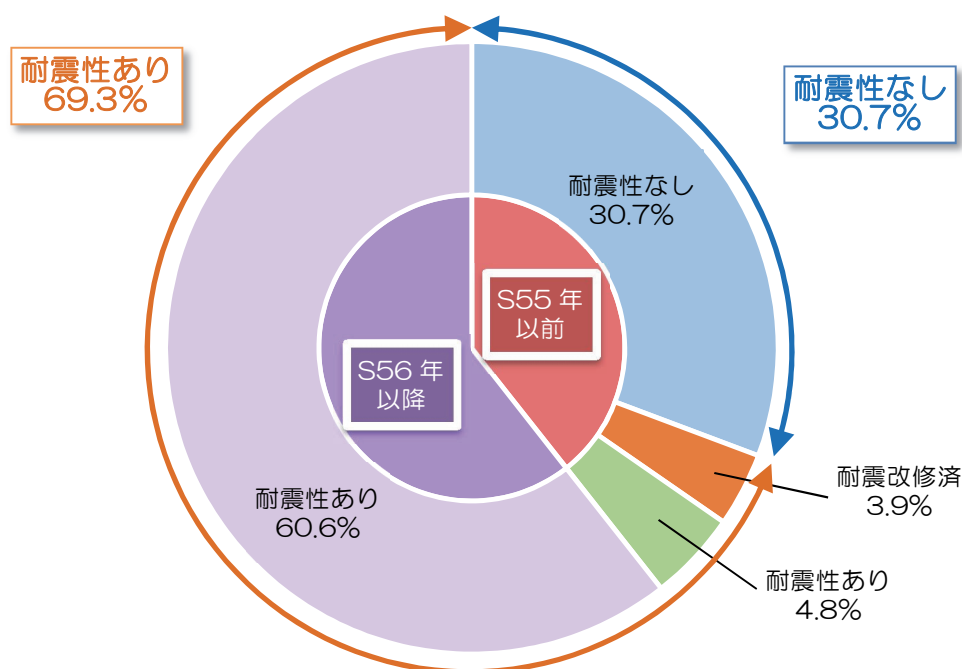


図4-1：住宅等の耐震化率の状況

表4-1：住宅等の耐震化率の推計値

	(戸、%)
住宅等総戸数	5,055
昭和56年以降の住宅	3,064
昭和55年以前の住宅	1,991
耐震性ありと推測されるもの ^{※2}	240
改修済み(耐震性あり)と推測されるもの ^{※3}	197
耐震性なしと推測されるもの	1,554
耐震化戸数	3,501
耐震化率	69.3%

※1：昭和56年に新しい耐震基準が施行されており、阪神・淡路大震災では、この年代区分で建物被害に大きな差が出ている。

※2：昭和55年以前の建築物のうち、耐震性がある住宅の割合は国の推計値（戸建：12%、マンション：76%）を使用。

※3：昭和55年以前の建築物のうち、改修済みの住宅の割合は、館林土木管内で必要な統計データが公表されている市町から人口規模が近い板倉町のデータを使用。

第4章 耐震化の状況

3. 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化率

調査の結果、特定既存耐震不適格建築物の候補となる建築物 53 棟のうち、旧耐震基準で建設された昭和 55 年以前の建築物は 7 棟（13.2%）となっています。

また昭和 55 年以前の建築物のうち、耐震性ありと診断されたものが 2 棟、改修済み（耐震性あり）が 2 棟となっており、昭和 56 年以降の建築物（46 棟）と合わせると、耐震性があると判断される特定既存耐震不適格建築物等は 50 棟（94.3%）となっています。

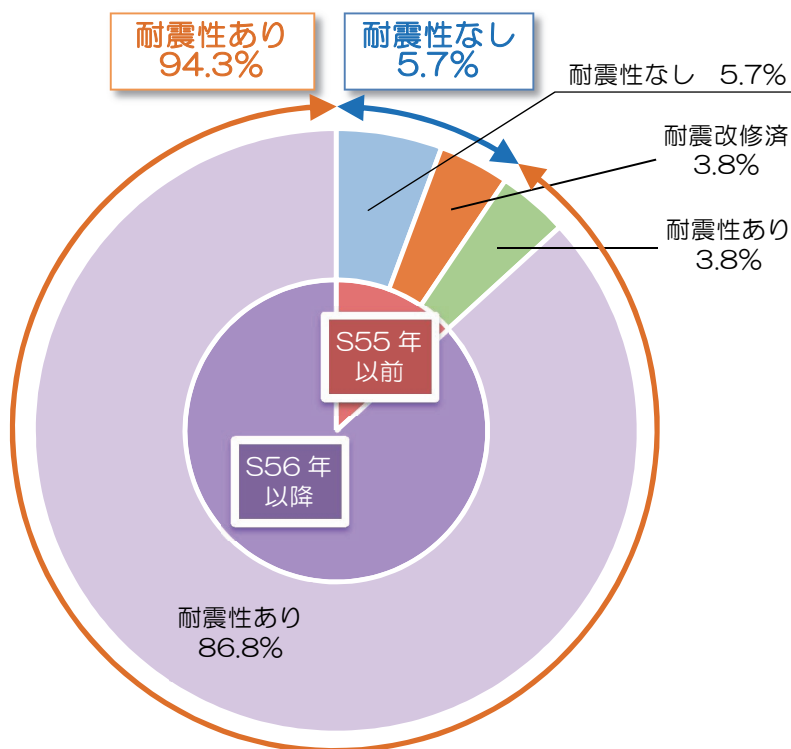


図 4-2 : 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化率の状況

表 4-2 : 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化率

(単位：棟、%)

特定既存耐震不適格建築物等	合計	公共	民間
建築物総数	53	12	41
昭和 56 年以降の建築物	46	8	38
昭和 55 年以前の建築物	7	4	3
耐震性ありと診断されたもの	2	2	0
改修済み（耐震性あり）	2	2	0
耐震性なしと推測されるもの※1	3	0	3
耐震化棟数	50	12	38
耐震化率	94.3%	100.0%	92.7%

※1：対象となる3棟は耐震診断・耐震改修の実施状況が不明なため、計画上耐震性なしに分類

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化率（法第14条第1号関連）

平成27年度に実施した調査結果から、特定既存耐震不適格建築物等で、多数の者が利用する建築物の候補となる建築物29棟のうち、旧耐震基準で建設された昭和55年以前の建築物は5棟（17.2%）となっています。

また昭和55年以前の建築物のうち、耐震性ありと診断されたものが2棟、改修済み（耐震性あり）が2棟となっており、昭和56年以降の建築物（24棟）と合わせると、耐震性があると判断される多数の者が利用する建築物は28棟（96.6%）となっています。

表4-3：多数の者が利用する建築物の耐震化率

（単位：棟、%）

多数の者が利用する建築物	合計	公共	民間
建築物総数	29	12	17
昭和56年以降の建築物	24	8	16
昭和55年以前の建築物	5	4	1
耐震性ありと診断されたもの	2	2	0
改修済み（耐震性あり）	2	2	0
耐震性なしと推測されるもの ^{※1}	1	0	1
耐震化棟数	28	12	16
耐震化率	96.6%	100.0%	94.1%

※1：対象の1棟は耐震診断・耐震改修の実施状況が不明なため、計画上耐震性なしとして分類

なお、多数の者が利用する建築物については、その特性から下表に示すとおり5つに区分して耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握することとします。

表4-4：多数の者が利用する建築物の分類

分類番号	1	2	3	4	5
分類	被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護拠点となる建築物	災害時に要援護者がいる建築物	比較的用户の滞在時間が長い建築物	その他の不特定多数が集まる建築物等	利用者が比較的に限定される建築物
含まれる用途	病院 診療所 集会場 公会堂 郵便局 保健所 学校 体育館 等	幼稚園 小学校 中学校 盲学校 聾学校 高齢者福祉施設 児童福祉施設 障害者福祉施設等	旅館 ホテル 賃貸（共同）住宅 寄宿舎 下宿 等	ボーリング場等 運動施設 劇場 映画館 展示場 百貨店等店舗 美術館 銀行 遊技場 等	卸売市場 事務所 工場 自動車車庫 危険物貯蔵施設等

本町の平成27年時点における多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は、公共建築物については12棟すべてが、民間建築物については1棟を除いたすべての建築物の耐震性が確認されています。

第4章 耐震化の状況

表4-5：多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

(単位：棟、%)

分類	1	2	3	4	5
	被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護拠点となる建築物	災害時に要援護者がいる建築物	比較的用户の滞在時間が長い建築物	その他の不特定多数が集まる建築物等	利用者が比較的限制される建築物
全建築物	5	8	0	0	16
民間	0	1	0	0	16
公共	5	7	0	0	0
昭和56年以降の建築物	4	5	0	0	15
民間	0	1	0	0	15
公共	4	4	0	0	0
昭和55年以前の建築物	1	3	0	0	1
民間	0	0	0	0	1
公共	1	3	0	0	0
耐震性有	1	3	0	0	0
民間	0	0	0	0	0
公共	1	3	0	0	0
耐震性無	0	0	0	0	1
民間	0	0	0	0	1
公共	0	0	0	0	0
耐震化率	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	93.8%
民間	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	93.75%
公共	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(2) 危険物を取り扱う建築物の耐震化率（法第14条第2号関連）

平成28年12月22日時点の調査結果によれば、特定既存耐震不適格建築物等で危険物を取り扱う建築物11棟については、すべて昭和56年以降に建設された建設物であり、すべての建築物で耐震性があると判断できます。

表4-6：危険物を取り扱う建築物の耐震化率の推計値（平成28年12月22日時点）

(戸、%)

危険物を取り扱う建築物	民間
建築物総数	11
昭和56年以降の建築物	11
昭和55年以前の建築物	0
耐震性ありと診断されたもの	0
改修済み（耐震性あり）	0
耐震性なし	0
耐震化棟数	11
耐震化率	100.0%

出典：館林地区消防組合資料

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化率（法第14条第3号関連）

町では、災害時の緊急輸送道路として26路線が指定されています。

法第6条第3号では、多数の者の円滑な避難を妨げる道路を定めるとともに、地震発生時に通行を確保すべき道路（以下「避難路」という。）沿道で特定既存耐震不適格建築物（法第14条第3号）に該当する建築物については、通行障害既存耐震建築物に指定することとなっています。

本計画においては、避難路として、県及び町が緊急輸送道路に指定した26路線全線を対象とすることとします（表4-8、図4-3参照）。

現地調査の結果から、避難路沿道の建築物のうち、対象となる建築物は13棟ありました。そのうち、旧耐震基準で建設された昭和55年以前の建築物（通行障害既存耐震建築物）は2棟（15.4%）と想定されます。

表4-7：避難路沿道の建築物の耐震化率の推計値

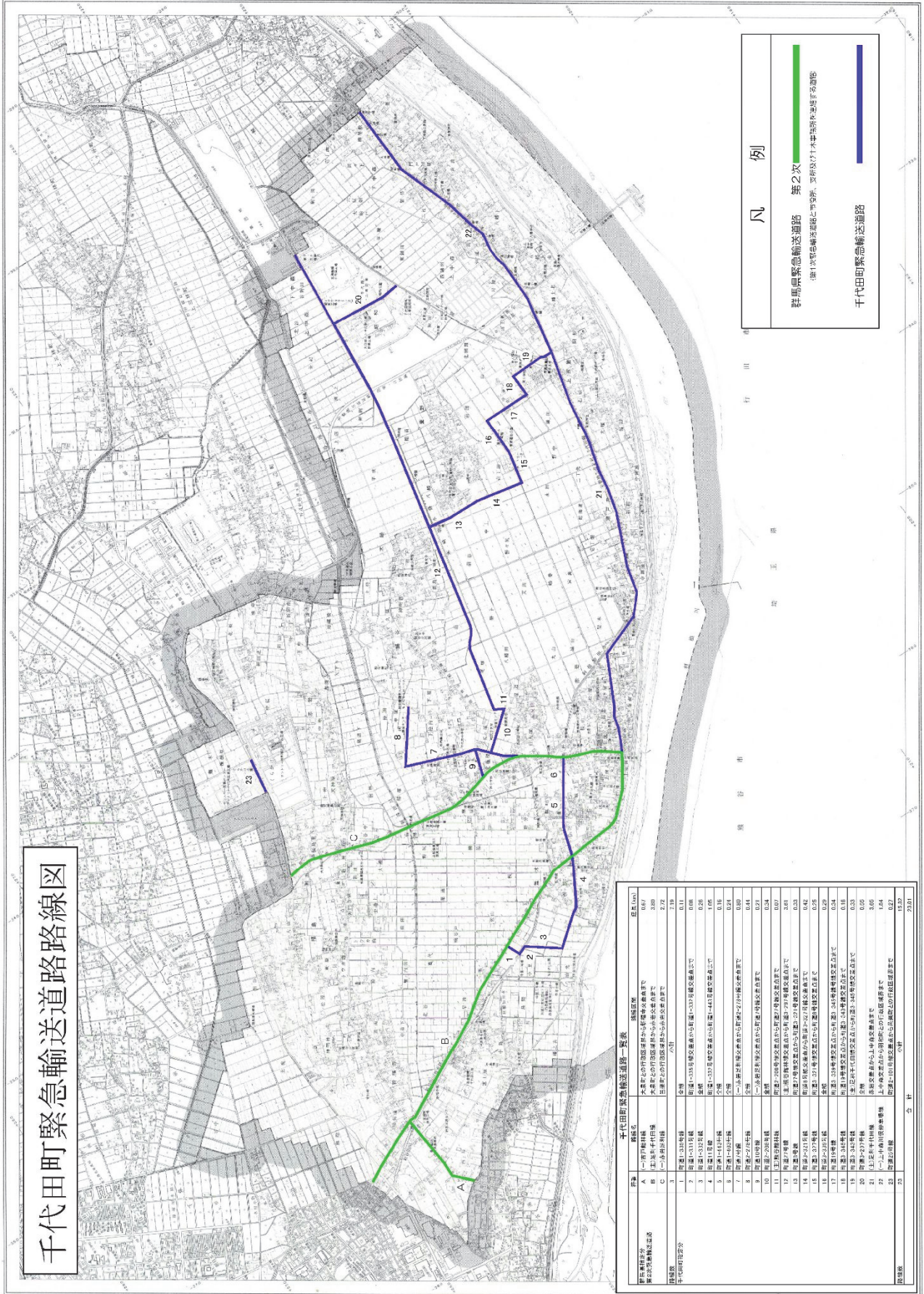
(棟、%)

道路沿道の建築物	民間
建築物総数	13
昭和56年以降の建築物（耐震性あり）	11
昭和55年以前の建築物（耐震性なし）※1	2
耐震化棟数	11
耐震化率	84.6%

※1：建築時期が確認できない建物については、耐震性なしと判断した

表4-8：避難路

	符番	路線名	路線区間	延長(km)
群馬県指定分 第2次緊急輸送道路	A	(-)古戸館林線	大泉町との行政区境界から新福寺交差点まで	0.67
	B	(主)足利千代田線	大泉町との行政区境界から赤岩交差点まで	3.80
	C	(-)赤岩足利線	邑楽町との行政区境界から赤岩交差点まで	2.72
路線数	3	小計		7.19
千代田町指定分	1	町道1-335号線	全線	0.11
	2	町道1-331号線	町道1-335号線交差点から町道1-332号線交差点まで	0.08
	3	町道1-332号線	全線	0.26
	4	町道11号線	町道1-332号線交差点から町道1-443号線交差点まで	1.05
	5	町道1-443号線	全線	0.16
	6	町道1-403号線	全線	0.24
	7	町道7号線	(-)赤岩足利線交差点から町道2-278号線交差点まで	0.80
	8	町道2-278号線	全線	0.44
	9	町道10号線	(-)赤岩足利線交差点から町道7号線交差点まで	0.21
	10	町道2-208号線	全線	0.34
	11	(主)熊谷館林線	町道2-208号線交差点から町道27号線交差点まで	0.07
	12	町道27号線	(主)熊谷館林線交差点から町道3-297号線交差点まで	3.61
	13	町道8号線	町道27号線交差点から町道3-321号線交差点まで	0.33
	14	町道3-321号線	町道8号線交差点から町道3-327号線交差点まで	0.42
	15	町道3-327号線	町道3-321号線交差点から町道8号線交差点まで	0.25
	16	町道3-339号線	全線	0.29
	17	町道19号線	町道3-339号線交差点から町道3-345号線交差点まで	0.34
	18	町道3-345号線	町道19号線交差点から町道3-343号線交差点まで	0.18
	19	町道3-343号線	(主)足利千代田線交差点から町道3-345号線交差点まで	0.33
	20	町道3-297号線	全線	0.55
	21	(主)足利千代田線	赤岩交差点から上中森交差点まで	3.65
	22	(-)上中森川俣停車場線	上中森交差点から明和町との行政区境界まで	1.84
	23	町道25号線	町道2-101号線交差点から邑楽町との行政区境界まで	0.27
路線数	23	小計		15.82
合計				23.01



千代田町緊急輸送道路路線図

区画	路線名	距離 (km)
群馬県指定区画	A 一戸町界林街	0.67
	B 三好町千代田街	3.89
	C 一休町界林街	2.72
千代田町指定区画	1 一休町界林街	7.19
	2 一休町界林街	0.16
	3 一休町界林街	0.25
	4 一休町界林街	1.05
	5 一休町界林街	0.15
	6 一休町界林街	0.52
	7 一休町界林街	0.84
	8 一休町界林街	0.79
	9 一休町界林街	0.54
	10 一休町界林街	0.07
	11 一休町界林街	0.33
	12 一休町界林街	0.42
	13 一休町界林街	0.25
	14 一休町界林街	0.54
	15 一休町界林街	0.29
	16 一休町界林街	0.54
	17 一休町界林街	0.33
	18 一休町界林街	0.53
	19 一休町界林街	0.05
	20 一休町界林街	3.05
	21 一休町界林街	1.64
	22 一休町界林街	0.22
	23 一休町界林街	23.81
計		57.81

図 4-3 : 避難路

4. 特定既存耐震不適格建築物以外（公共建築物）等の耐震化率

特定既存耐震不適格建築物以外（公共建築物）等の建築物等のうち、一部の施設については地震発生後の災害対策や避難救護を図るなどの重要な役割があります。

そこで、千代田町地域防災計画（平成28年9月改訂）で避難場所に指定されている施設とそれ以外の建築物に分類して集計を行いました。

調査の結果、総棟数26棟のうち、旧耐震基準で建設された昭和55年以前の建築物は9棟（34.6%）となっています。また昭和55年以前の建築物のうち、耐震性ありと診断されたものが5棟、改修済み（耐震性あり）が4棟となっており、昭和56年以降の建築物（17棟）と合わせると、耐震性があると判断される建築物は26棟（100.0%）となります。

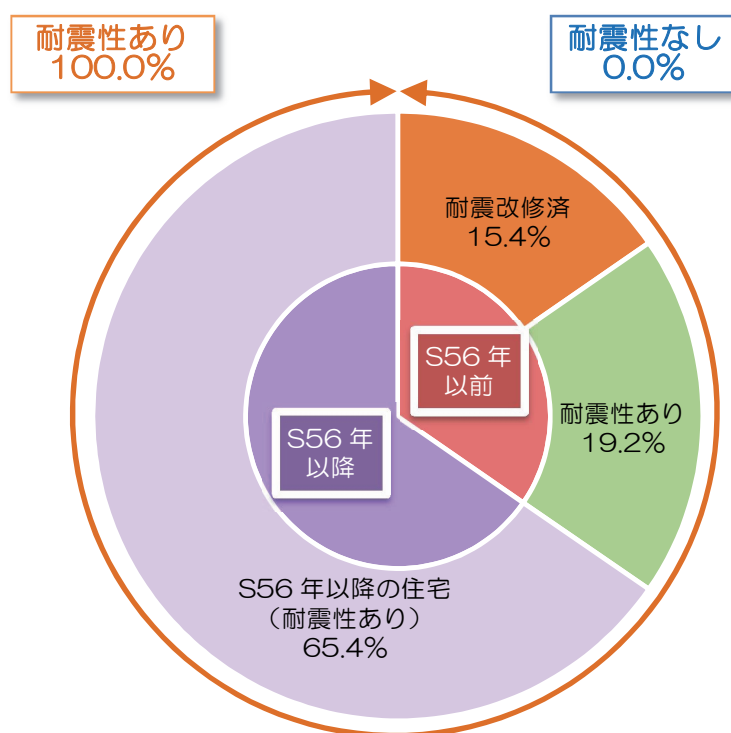


図4-4：特定既存耐震不適格建築物以外（公共建築物）等の耐震化率の状況

表4-9：特定既存耐震不適格建築物以外（公共建築物）等の耐震化率

（単位：棟、%）

特定既存耐震不適格建築物以外 （公共建築物）	合計	避難場所指定	それ以外
建築物総数	26	5	21
昭和56年以降の建築物	17	1	16
昭和55年以前の建築物	9	4	5
耐震性ありと診断されたもの	5	0	5
改修済み（耐震性あり）	4	4	0
耐震性なし	0	0	0
耐震化棟数	26	5	21
耐震化率	100.0%	100.0%	100.0%

第5章 耐震化目標の設定

1. 設定の考え方

平成18年1月に定められた国の基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を、平成32年までに少なくとも95%、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

また県計画では、平成32年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%にすることを目標としています。

本町においては、国や県の目標、並びに耐震化の進捗状況を踏まえ、平成32年までに下図の住宅・建築物を対象に町の目標を定め、これらの耐震化率の向上に向けた取り組みを促進します。

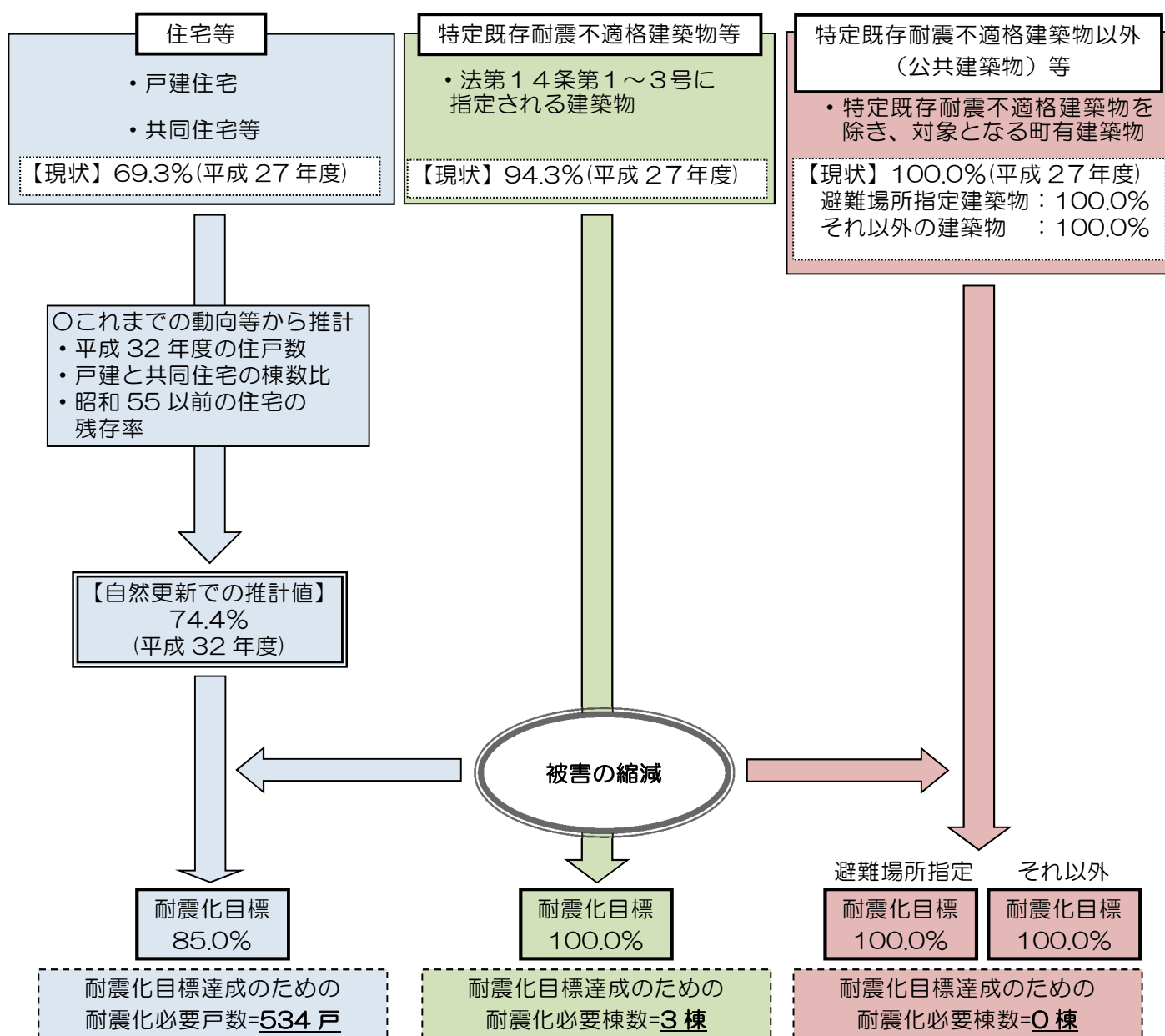


図5-1：千代田町における耐震化目標の設定の考え方

2. 住宅等の耐震化

(1) 自然更新による耐震化の見込み

平成27年度における住宅等の耐震化の現状は、住宅の総戸数が5,055戸であるのに対し、耐震性があると判断される住宅は3,501戸で、耐震化率は69.3%と推計されます。

平成32年度の時点で住宅等の総戸数は5,035戸に減少し、住宅の更新がこれまでのペースで進むと仮定した場合、耐震性があると判断される住宅は3,745戸となり、自然更新による平成32年度の住宅の耐震化率は、74.4%になると推計されます。

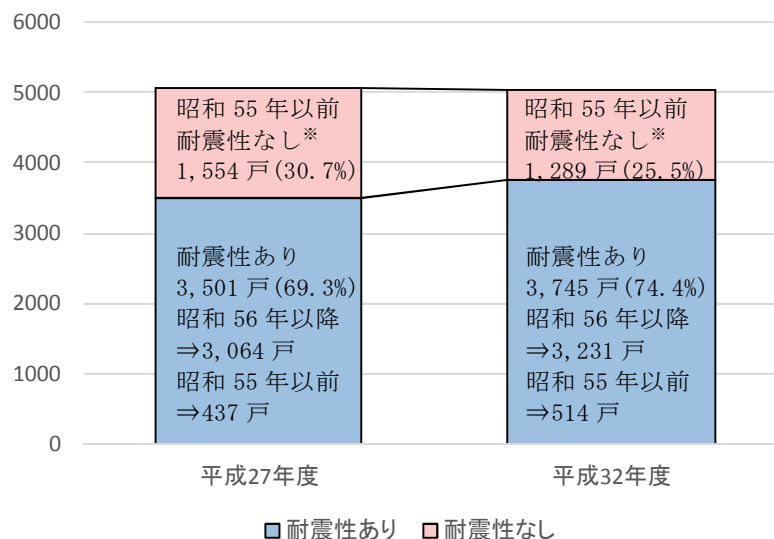


図5-2：住宅の耐震化の現状と平成32年度の見込み

※耐震性なし：本章においては、耐震診断により耐震性がないと確認されたものと、耐震診断を実施しておらず耐震性が確認されていないものを含めて「耐震性なし」とする。

第5章 耐震化目標の設定

(2) 耐震化の目標

国や県の目標値、現状の耐震化率、自然更新による耐震化率の見込みや耐震性確保による減災効果を踏まえ、**住宅等の耐震化率の目標を85%（減災化※1した住戸を含む。）と設定**します。

目標を達成するためには、自然更新による耐震化に加えて、施策の推進により平成32年度までの5年間で**534戸の住宅の耐震化及び減災化を図る必要**があります。

表5-1：住宅等の耐震化の目標

現状の耐震化率	自然更新による耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて
69.3% (3,501戸)	74.4% (3,745戸)	85% (4,280戸)	5年間で534戸の耐震化及び減災化が必要

カッコ内は、耐震性のある住宅数

図5-3：住宅等の耐震化の現状と平成32年度の見込みと目標

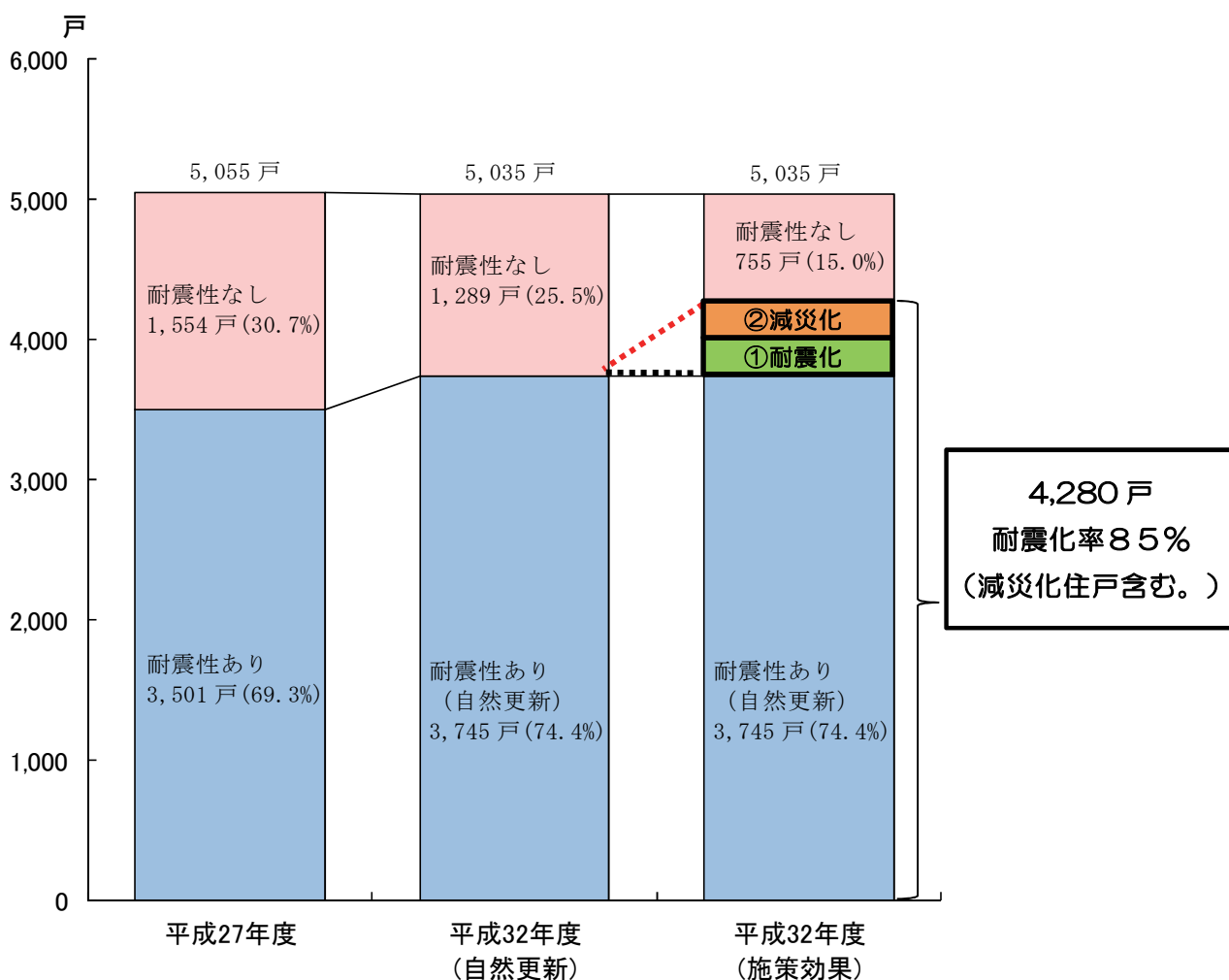


表5-2：平成32年度の耐震化及び減災化の目標戸数の内訳

耐震性あり (自然更新)	+	①耐震化	+	②減災化	=	耐震化及び減災化住戸
3,745戸		534戸				4,280戸

※1：住宅等の耐震化目標は、耐震化に加えて減災化を含めた戸数とする。

3. 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化

(1) 耐震化の目標

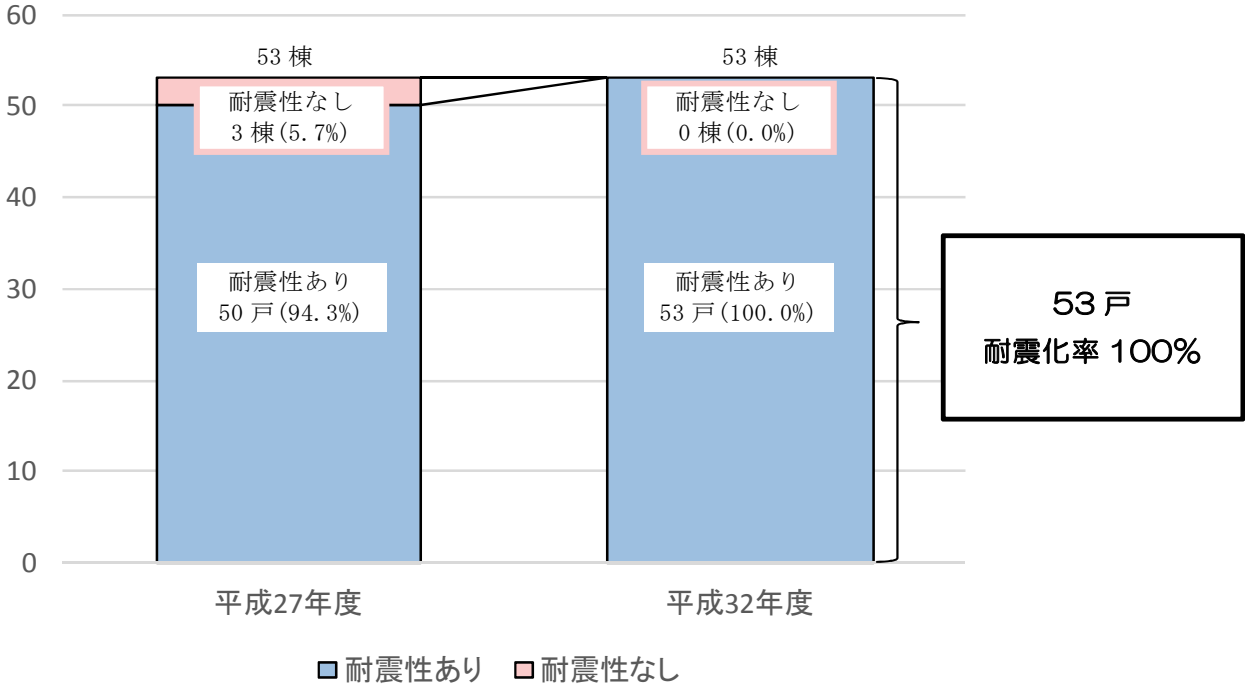
現状の耐震化率を踏まえ、特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の目標を100%と設定します。
 目標の達成に向けて、3棟の耐震化が必要です。

表5-3：特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の目標

現状の耐震化率	目標耐震化率	目標の達成に向けて
94.3% (50棟)	100.0% (53棟)	3棟の耐震化が必要。

カッコ内は、特定既存耐震不適格建築物等数

図5-4：特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状と平成32年度の目標



第5章 耐震化目標の設定

4. 特定既存耐震不適格建築物以外（公共建築物）等の耐震化

(1) 耐震化の目標

現状の耐震化率を踏まえ、特定既存耐震不適格建築物以外（公共建築物）等の耐震化の目標を100%と設定します。

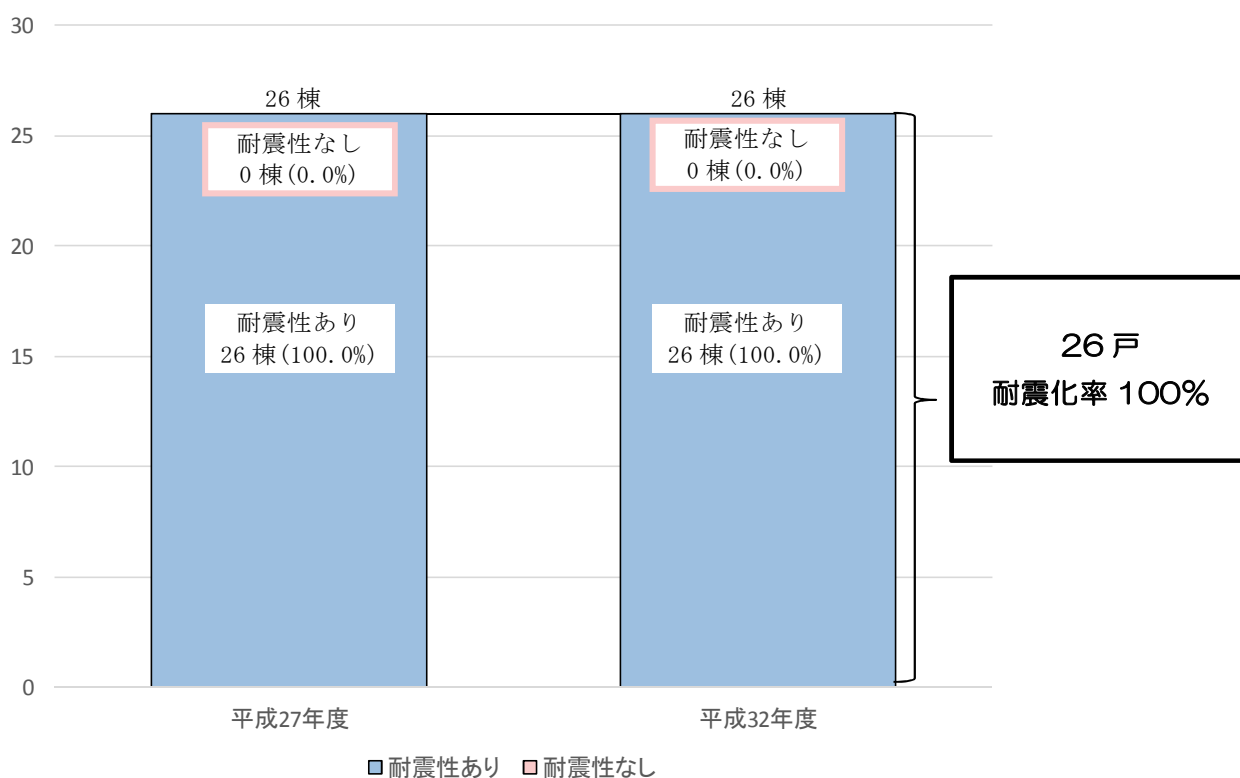
既に目標の達成しているため、耐震化率100%の現状を維持します。

表5-4：特定既存耐震不適格建築物以外（公共建築物）等の耐震化の目標

現状の耐震化率	目標耐震化率	目標の達成に向けて
100.0% (26棟)	100.0% (26棟)	現状を維持する。

カッコ内は、耐震性のある既存耐震不適格建築物以外（公共建築物）等の数

図5-5：特定既存耐震不適格建築物以外(公共建築物)等の耐震化の現状と平成32年度の目標



第6章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

1. 耐震化の促進に係る基本的な考え方

(1) 建築物所有者による主体的な取り組み

住宅・建築物の耐震化促進のためには、建築物の所有者等がまず自ら取り組むべき問題であることを自覚することが重要です。

そのため、建築物の所有者等は、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識的に取り組み、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないよう配慮し、自助努力のもと耐震化を進めることも必要です。

(2) 国や県と連携した耐震化の支援

町は、建築物の所有者等が耐震化への取り組みを実施しやすいようにするため、国や県と連携して耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など、必要な取り組みを総合的に進めていきます。

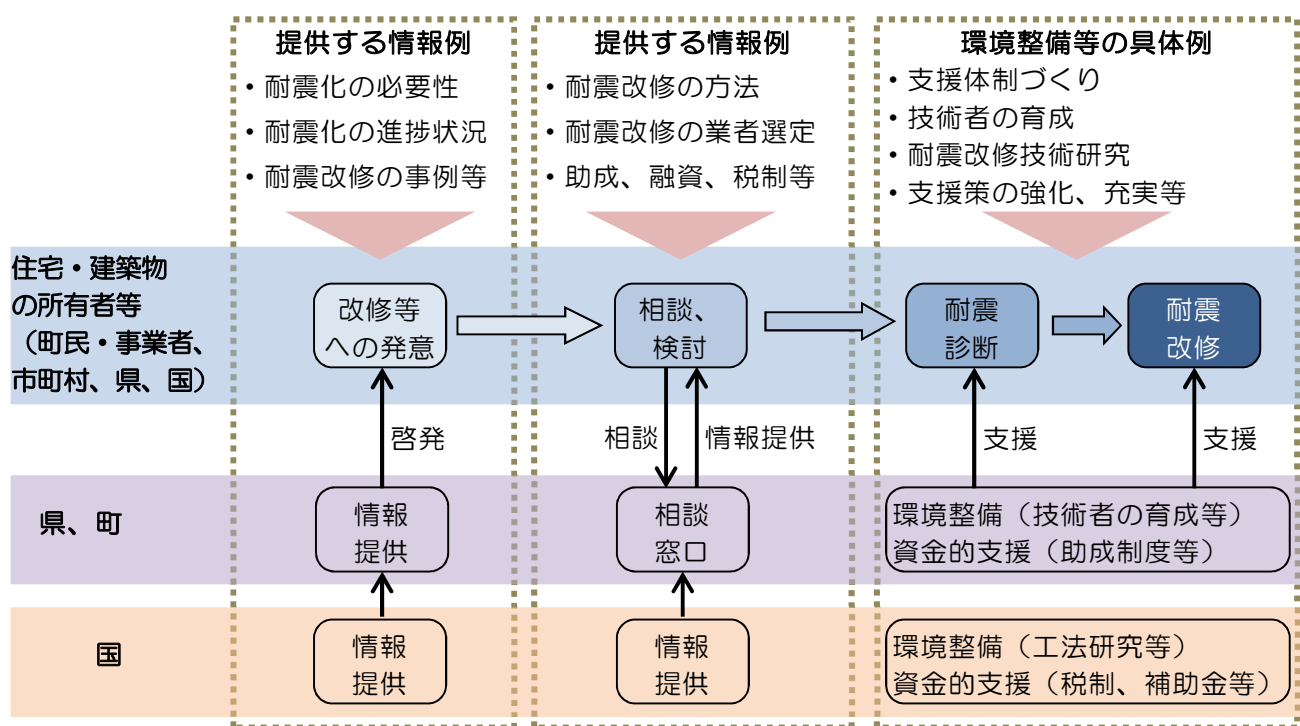


図6-1：耐震診断・耐震改修の促進イメージ

第6章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

2. 耐震化を促進するための施策

(1) 周知・啓発活動

住宅の耐震化は、建築物所有者等が自らの生命と財産を守るために、耐震化の必要性と重要性を認識することから始まります。

そのため町では、広く町民への周知活動を実施していくため、様々な機会と手段を用いて耐震化の必要性や認識等の普及・促進を図ります。

(2) インターネットを活用した耐震化に関する情報提供

町のホームページには、木造住宅耐震診断事業や耐震改修補助事業に関する情報を掲載しており、町民がいつでも耐震化に関する情報を得ることができるよう周知を行っています。

(3) 地震防災マップの作成・配布

町では、町民が住宅・建築物の所有者が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、的確な行動がとれるように、地震による危険性の程度等を示す「地震防災マップ」を作成しています。

今後、地震防災マップを活用し、防災情報の周知と日頃から防災意識を持って災害に備えることができるように啓発を行います。

(4) 防災訓練等における周知・啓発活動

防災訓練等のイベント会場において、地震防災、住宅の耐震化に関する情報の周知を行うなど、町民等に対して情報提供を行います。

(5) 自治会と連携した周知・啓発活動

自治会を通じて必要な情報の提供を行う回覧板は、情報の周知をより直接的に行うことができます。耐震化に関する情報についても回覧板を活用して、周知・啓発に向けた働きかけを行います。

表 6 - 1 : 周知内容の事例（平成 25 年耐震改修促進法改正関連）

内容	概要
耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和 (法第 17 条)	これまで、耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用出来ない耐震改修工法がありました。 法改正により、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率・建ぺい率の特例措置が認められることとなり、耐震改修工法の拡大が図られました。
建築物の地震に対する安全性の表示制度 (法第 22 条)	建築物の所有者は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。 認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができるようになりました。
区分所有建築物の議決要件の緩和 (3/4⇒1/2)	耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。

(法第25条)	これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第17条）に規定する共用部分の変更決議が、3/4以上から1/2超(過半数)に緩和されました。
---------	---

(6) 耐震化の促進を図るための支援策

建築物の耐震化には、建築物所有者等に耐震診断や耐震改修工事のための多額な費用負担が生じることとなり、耐震化が円滑に進まない原因の一つとなっています。そのため、建築物所有者等の経済的な負担を軽減するための仕組みとして、以下の支援を行っています。

1) 木造住宅耐震診断者派遣事業

昭和56年5月31日以前に建築確認申請を受け、在来軸組工法で着工した地上2階以下の住宅について、木造住宅耐震診断調査資格者による耐震診断を実施しています。

2) 木造住宅耐震改修費補助事業

木造住宅の耐震改修の工事費用は、約160万円（財団法人建設経済研究所推計）とされています。そのため、経済的に改修費用の負担が困難な場合には、その建築物の危険性を勘案し、精密診断、耐震補強設計及び耐震補強工事に要する費用の2分の1以内（限度額80万円）を助成しています。

3. 公共建築物の耐震化の促進

(1) 公共建築物の耐震化の情報開示

町の防災拠点となる主な公共建築物については、各施設の耐震診断・耐震改修結果に関する情報を必要に応じて公表します。

4. 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号の規定による避難路沿道の建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物を対象として、耐震化を促進する必要があります。

本計画において、町内で県及び町が緊急輸送道路として指定した「第2次緊急輸送道路」「第3次緊急輸送道路」全線を避難路として指定し、沿道の建築物の耐震化を促進します。

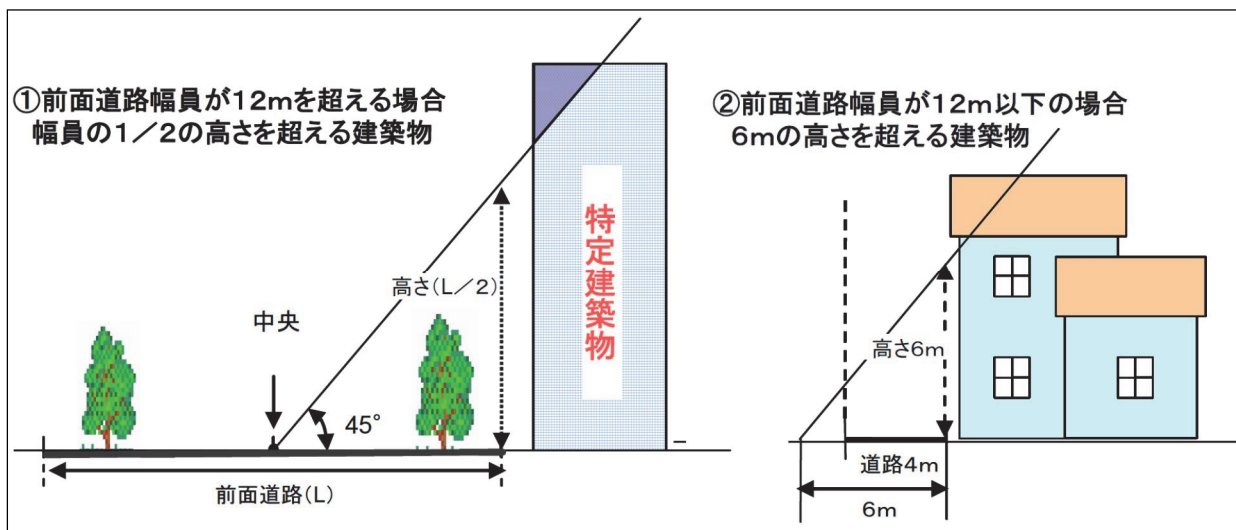


図6-2：避難路

出典：改正耐震改修促進法のポイント及び関連制度の概要（国土交通省）による

表6-3：避難路（耐震改修促進法第5条第3項第2号、第3号）

第2号

建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

第3号

建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

5. その他の安全対策に関する取り組み

(1) 落下物の安全対策の周知

過去、地震時に体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して甚大な被害が発生しており、天井の脱落対策に関する新たな基準が制定されています。

防災に関する広報の一環として、建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状態の早期点検等に関する周知を行います。

(2) エレベーター・エスカレーターの防災対策の周知

これまで地震時にエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しています。また、東日本大震災の影響によるエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形、エスカレーターの脱落などの被害事例を受けて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、建築基準法施行令及び告示が改正されています。

防災に関する広報の一環として、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などに関する周知を行います。

(3) ガラスや屋外看板等の落下防止

大規模地震の発生時には建物の倒壊だけでなく、窓ガラスや屋外看板、外壁等の落下によって路上の通行人等に死傷者が発生したり、がれきの大量発生による避難や救援活動の遅延につながることを考えられます。

防災に関する広報の一環として、窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性について、周知を行います。

(4) ブロック塀等の倒壊防止

地震発生に伴いブロック塀や石積み擁壁等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、避難や救援活動のための道路通行に支障をきたします。

防災に関する広報の一環として、ブロック塀の倒壊の危険性や対策に関する周知を行います。

(5) 家具の転倒防止

家具の転倒による負傷や、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により町民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。